

事 務 連 絡
令和 2年 4月17日

各 位

公益社団法人群馬県畜産協会
会長 大澤 憲一

本会における新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言への対応について

平素より、本会業務の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。令和2年4月16日の全国を対象とした緊急事態宣言を受け、本会業務につきましては、次のとおり執り進めることといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 実施期間

令和 2年 4月20日（月）から 5月 6日（月）まで

※緊急事態宣言期間が延長される場合には、実施期間を延長する場合があります

2 事務所の運営及び勤務体制

(1) 不要不急の本会への来所に関しましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

(2) 職員は 原則、事務所勤務 と 在宅勤務 の1日ごとの交代勤務体制となります。

3 業務の対応

(1) 在宅勤務者への問合せ、連絡につきましては、担当者宛のメールでご対応いただきますようお願いいたします。(在宅勤務であってもメール受信は可能となっております)

(2) 今後は、担当者の出勤状況により、返答・対応が遅れる場合もありますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

4 本件に関するお問合せ先

公益社団法人群馬県畜産協会 事務局長 加藤康義

電話：027-220-2371 E-MAIL：kato@chikusankyokai.or.jp (@は半角)